

●論文

カーストとジェンダーの複合差別／交差性(1) 国連のとりくみ

近畿大学人権問題研究所准教授 熊 本 理 抄

はじめに

カースト差別に関する国連のとりくみ、そして複合差別／交差性に関する国連のとりくみの両方にとって、2000年は歴史的な年となった。

2000年、「職業と世系に基づく差別」撤廃に向けたとりくみは、国内レベルから、その活動範囲を国連と国際市民社会へと広げた。国連においては、2000年、人権保護および促進に関する小委員会が、職業と世系に基づく差別に関する特別報告者を任命する。

同年、International Dalit Solidarity Network (IDSN) が設立される。IDSNは、ダリット¹の人権擁護活動、ダリット人権団体の国際的なネットワーク、ダリット問題への意識喚起、国連や欧州連合へのロビーイング等を目的とする国際人権団体である。

2001年に、南アフリカ共和国のダーバンで国連が開催した「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容に反対する世界会議」（ダーバン会議）には世界各国のダリットが集結し、「職業と世系に基づく差別」は大きな論争を巻き起こした。NGOは、ダーバン宣言と行動計画に「カースト」を含むように働きかけたが、最終的には削除された。この会議で注目されたテーマの一つが、人種差別とジェンダーに基づく複合差別／交差性である。ダーバン宣言と行動計画²には、複合差別の認識と、そうした差別を受ける女性に対するアプローチの開発と促進の必要性が盛り込まれた³。

2000年は、複合差別／交差性概念が国際的な広まりを見せるきっかけとなった年でもある。1995年の第4回世界女性会議においても、女性集団内に存在する差異と多様性は議論された。複合差別／交差性概念がダーバン会議で注目され、その後の議論に影響を及ぼすようになった背景には、1989年に「交差性」(intersectionality)概念を提唱していた法学者のKimberlé Williams Crenshawによる、ダーバン会議に向けた専門家会議等での貢献がある。ダーバン会議に向けた準備会議の一つに、国連女性の地位向上部が、国連人権高等弁務官事務所および国連女性開発基金と協力して、クロアチアのザグレブで2000年に開催した「ジェンダーと人種差別」に関する専門家会議がある。専門家会議では、これまで対置して考えられてきたジェンダーと人種差別などの形態の差別の「交差性」について一定の整理が行われた。専門家会議は、ダーバン会議と並んで、交差性概念が国際的に広まる契機となった。

専門家会議が開催された2000年、人種差別撤廃委員会が、「人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的勧告25」を採択している。

2009年、国連人権高等弁務官は、「カーストの壁を壊す」と題した声明を発表する。そのなかで、「女性にとって、カーストは貧困と差別の経験をいっそうひどいものにする増幅装置」⁴だと述べた。国連人権活動において、カーストに基づく差別をめぐる議論は活発化している。同時に、複合差別／交差性概念が積極的に採用されている。本稿では、国連人権活動における複合差別／交差性概念の導入と活用について、特にカーストとジェンダーの複合差別／交差性概念に焦点を当て概観する。

1. 人権条約機関の一般的勧告

本章では、国連の人権条約機関が複合差別／交差性概念を導入して採択した一般的勧告を見ていく。

1.1. 人種差別撤廃委員会の一般的勧告

2000年に採択した「人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的勧告25」(A/55/18)⁵は次のように始まる。

委員会は、人種差別が女性と男性に等しくまたは同じような態様で影響を及ぼすわけでは必ずしもないことに留意する。人種差別が、女性にのみに、もしくは主として女性に影響を及ぼし、または男性とは異なる態様で、もしくは異なる程度で女性に影響を及ぼすという状況が存在する。女性と男性が、公的生活分野および私的生活分野において異なった生活経験をもっているということが明確に承認され、または認識されていない場合には、このような人種差別はしばしば見逃されるであろう。

例として、「一定の形態の人種差別は、そのジェンダーのゆえに特に女性にのみ向けられることがありうる」、「人種差別の結果は、主としてまたはもっぱら女性に影響を及ぼすことがありうる」、「女性は、また、ジェンダーに関連した障壁のゆえに人種差別に対する救済措置や苦情処理手続を利用できないことによって、いっそうの障害に遭遇する可能性もある」とし、「委員会は、いくらかの形態の人種差別が女性に対して独自で特別な影響を及ぼすことを認識し、その作業において、人種差別と結合している可能性のあるジェンダーの要素またはジェンダー問題を考慮するよう努めるであろう」と述べる。さらに締約国に対しても、「条約上の諸権利の、人種差別のない平等な享受に影響を及ぼす要因、およびかかる平等な享受を女性に確保するに際して経験している困難な諸問題を、質・量共にできるかぎり記述するよう」要請する。

人種差別撤廃委員会は、締約国の政府報告書審査の際、複合差別／交差性概念を活用したコメントを出し総括所見を採択する。これら概念に言及した一般的勧告も複数採択している⁶。

2002年には、「世系に基づく差別に関する一般的勧告 29」(A/57/18)を採択し、「計画されおおよび実施されるすべての計画およびプロジェクト並びに採用された措置において、複合差別、性的搾取および強制売春の被害者としての、当該集団の女性構成員の状況を考慮に入れること」、「女性に対する世系に基づく差別を含む複合差別、特に身体の安全、雇用および教育の分野における複合差別を撤廃するために必要なすべての措置をとること」⁷と述べる。

1.2. 女性差別撤廃委員会の一般的勧告

人権条約機関のなかで、複合差別／交差性に関して最も多くの一般的勧告を採択しているのは、女性差別撤廃委員会である。2004年に採択した「一般的勧告 25 第4条1項暫定的特別措置」(A/59/38)には次のような項目がある。

女性のある集団は、女性として彼女らに向けられる差別に苦しむことに加え、人種、民族的あるいは宗教的アイデンティティ、障害、年齢、階級、カーストあるいはその他の要因といった追加的な根拠に基づく複数の形態の差別にも苦しんでいる可能性がある。このような差別は、これら女性の集団に主として、あるいは男性とは異なる程度または異なる態様で影響を及ぼす可能性がある。締約国は、女性に対するそのような複数の形態の差別と彼女らへのその複合的な否定的影響を撤廃するために、特定の暫定的特別措置をとる必要があるであろう。

委員会はさらに2010年、「一般的勧告 28 女性差別撤廃条約第2条に基づく締約国の主要義務」(CEDAW/C/GC/28)を採択し、「交差性」概念を以下のように説明する。

交差性とは、第2条に規定された締約国の一般的義務の範囲を理解する

ための基本的な概念である。性ならびにジェンダーに基づく女性差別は、人種、民族、宗教や信仰、健康、地位、年齢、階級、カースト、および性的指向や性自認など女性に影響を与える他の要因と密接に関係している。性ならびにジェンダーに基づく差別は、このような集団に属する女性に男性とは異なる程度もしくは態様で影響を及ぼす可能性がある。締約国は、このような交差する差別の形態および該当する女性に対する複合的な否定的影響を法律上認識し禁止しなければならない。締約国はまた、そのような差別の発生を撤廃するため、必要に応じて条約第4条1項ならびに一般的勧告25に基づく暫定的特別措置を含め、政策や計画を採用ならびに推進しなければならない。

女性差別撤廃委員会は、多様な女性の属性に関連して採択した一般的勧告、あるいはテーマ別に採択した一般的勧告においても、複合差別／交差性について言及している⁸。

上記二つの委員会以外に、社会権規約委員会が2009年に採択した「経済的、社会的、文化的権利における非差別に関する一般的意見20」(E/C.12/GC/20)では、「複数の差別が交差もしくは累積すると、個人に特有かつ具体的な影響を及ぼし、また特別の考慮および救済を必要とする」と述べている⁹。

1.3. 小括

上記二つの委員会は、人種差別等とジェンダーの複合差別／交差性に言及する際に、人種差別もしくはジェンダーが、ある集団の女性に対して、男性とは異なる程度と態様で、固有かつ特別な影響を及ぼすこと、ゆえに固有かつ特別な措置を必要とすることへの注意を喚起する。「別様に」あるいは／ならびに「特に」影響がもたらされるとして複合差別／交差性概念が言及される。

人種差別撤廃委員会は、データの必要性に触れ、締約国審査後の総括所見においても、データの提供を勧告する。また、計画やプロジェクトおよび措置に、複合差別の被害者の状況を考慮に入れること、複合差別撤廃のために必要なすべての措置をとることを求める。

人種差別撤廃委員会の勧告が、女性と男性の差異に注目する一方、女性差別撤廃委員会は、女性のなかの差異と多様性に注目する。女性差別撤廃委員会は、「交差性」概念を定義し、複数の形態の差別が交差することにより、女性差別がより強化され、そのリスクと否定的影響を高める点も強調する。そうした点に配慮した法的対応や政策的対応が必要であり、複合差別／交差性を法律によって認識し禁止するよう、また特定の暫定的特別措置をとるよう、締約国に要請している。

女性は均質な集団でなくその属性に基づいて、女性集団とも、同じ集団の男性とも、異なる程度や態様で差別の影響を受けること、その影響は生活のあらゆる分野に及ぼされることへの認識をふまえながら、委員会の活動を行っていると見える。差別禁止事由の一つとして「カースト」を並列する一般的勧告もあるが、女性差別撤廃委員会が、多様な女性の属性に関連して一般的勧告を採択しつつけているように、その属性によって影響を受ける複合差別／交差性のありようも一様ではない。ダリット女性の権利に関する一般的勧告が採択されることを期待したい。また、「一般的勧告 19 のアップデート：ジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する一般的勧告 35」（2017 年、CEDAW/C/GC/35）のように、アップデートされた一般的勧告には、複合差別／交差性概念が明示されている。「世系に基づく差別に関する一般的勧告 29」のアップデートに向けた議論も求められよう。

2. 原則と指針案およびガイダンス・ツール

「職業と世系に基づく差別」という用語は、2000 年に、人権保護および促進

に関する小委員会（人権小委員会）において用いられた（E/CN.4/Sub.2/RES/2000/4）。その年に、職業と世系に基づく差別問題に関する特別報告者として人権小委員会に任命されたRajendra Kalidas Wimala Goonesekereは、インド、スリランカ、ネパール、日本、パキスタンでの調査を経て、2001年の人権小委員会に報告書を提出した（E/CN.4/Sub.2/2001/16）。同報告書には、女性に対する暴力が章立てられている。報告者は、教育、労働、性暴力を含む多様な形態の暴力、デヴァダシ（devadasi）¹⁰、政治参加等に言及する。

人権小委員会は、2002年、他地域における同テーマに基づく差別問題の調査と報告書の作成をAsbjørn EideとYozo Yokotaに委任し、2003年と2004年の人権小委員会で報告された（E/CN.4/Sub.2/2003/24、E/CN.4/Sub.2/2004/31）。その後、同テーマの特別報告者としてYokotaとChin-Sung Chungは、2005年に予備的報告書（E/CN.4/Sub.2/2005/30）、2006年に中間報告書（A/HRC/Sub.1/58/CRP.2）を提出。最終報告書は、「職業と世系に基づく差別の効果的撤廃のための原則および指針案」を含み、2007年に国連人権高等弁務官に提出され、2009年の第11会期人権理事会において公式な国連文書として公表された（A/HRC/11/CRP.3）。同報告書が付属文書として含む「職業と世系に基づく差別の効果的撤廃のための原則および指針案」は、職業と世系に基づく差別に対するあらゆるとりくみにおいて、複数の差別に直面しリスクが高い女性の状況への特別な配慮を求める。特に、DV、性暴力、性的搾取、人身売買といった女性に対する暴力への特別な注意、職業と世系に基づく差別の影響を受ける女性の状況に関する細分化されたデータの収集、分析、公的提供が求められている。この「原則および指針案」は現在に至るまで保留状態のままである。

世系に基づく差別に関して、もう一つ重要な文書が2017年に国連から出された。「世系に基づく差別に関するガイダンス・ツール」である。1992年の国

連総会で採択された「民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」の20周年となる2012年、国連の関係部局および機関等の対話と協力を推進するため、国連事務総長は、「人種差別およびマイノリティの保護に関する国連ネットワーク」を創設した。国連の20を超える部局、機関等が参加し、国連人権高等弁務官事務所が調整を担当する。

国連事務総長はさらに2013年、国連のあらゆるレベルの活動における重要課題として人種差別およびマイノリティの保護にとりくむため、常駐調整官および国連カントリー・チームのための「ガイダンス・ノート」¹¹を作成した。ガイダンス・ノートも複合差別／交差性に言及する。マイノリティ女性は、マイノリティメンバーであり、また女性であるという社会的地位により、男性とは異なる特有の問題や経験、差別に直面している。このことを、人種差別およびマイノリティの保護に関する国連のあらゆる活動において認識、考慮、対応、支援する必要性を述べる。こうした活動を効果的に行うためにも、意思決定から排除されているマイノリティ女性との継続的対話を重視する。

ガイダンス・ノートに含まれる19項目の勧告を受けて、人種差別およびマイノリティの保護に関する国連ネットワークと国連人権高等弁務官事務所は、2017年、国連の関係部局および機関に向けた「世系に基づく差別に関するガイダンス・ツール：主要な課題と、カーストに基づく差別および類似の形態の差別と闘う戦略的アプローチ」¹²を作成した。

ガイダンス・ツールは、世系に基づく差別とジェンダーの交差性への理解と対処を重視する。「女性にとって、カーストは貧困・差別の経験をいっそうひどいものにする可能性がある増幅装置 (multiplier)」であり、「世系に基づく差別は、社会における女性の従属的地位を維持するための社会的機制としても用いられている」と述べる。女性および女子が暴力の標的とされている点にも言及する。「主要なメッセージ」には次のように述べられている。

世系に基づく差別はジェンダー中立的ではなく、その影響も異なった形で生ずる。被差別集団の女性・女子は男性よりもいっそう周縁化されることが多く、またジェンダー差別と世系に基づく差別が交差することで生まれる複合的形態の差別に直面している。

ガイダンス・ツールには、世系に基づく差別の状況を分析するための設問リストが設けられている。複合差別／交差性に関しては、以下の項目を含む。

世系を共有する集団が一般住民との関係でどのような状況におかれているか、また世系を共有する集団の女性が当該集団の男性との関係および一般住民との関係でどのような状況におかれているかを明らかにする、細分化されたデータは存在するか。世系を共有する集団についてのデータのなかに、見過ごされてきた可能性がある何らかの傾向を見出したか。

世系を共有する集団の女性と男性との間、また世系を共有する集団の女性と一般住民の間にはどのような違いがあるか。

複合差別／交差性としてまず、暴力に注目する点は共通する。また、「原則および指針案」においても、「ガイダンス・ツール」においても、特別な配慮と注意、およびデータの収集や分析、提供が重視されている。差別が女性と男性とに異なる影響をもたらすことへの認識や考慮がなければ、適切な対応や支援がなされないと考えるからである。そのためには、どのような状況におかれているのか、違いは存在するのか、不可視化されてきた問題にはどのようなものがあるのかを明らかにする必要がある。その分析は、「女性の貧困・差別の経験をいっそうひどいものにする可能性がある増幅装置」としてのカーストに基づく差別、および「社会における女性の従属的地位を維持するための社会的機制」としての世系に基づく差別を解明する試みだとも言える。世系／カース

トが女性の経験と地位に及ぼす影響への配慮と着目、その分析は、世系／カーストおよびそれらに基づく差別を解明する意義をもつものである。

3. 人権理事会と特別手続任務保持者

人権理事会は、2016年の第32会期において、「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容における複数の交差する差別が、女性と女子の人権の十分な享受に及ぼす影響への対応」に関する決議を採択した（A/HRC/RES/32/17）。北京宣言・行動綱領およびダーバン宣言・行動計画に改めて言及し、複数の交差する形態の差別と暴力に関する課題とグッドプラクティスに関する報告を第35会期に提出するよう国連人権高等弁務官に要請した。さらに第36会期での同テーマによるパネルディスカッションの開催、第37会期へのそれに関するサマリーレポートの提出を決議した。

決議を受けて国連人権高等弁務官は、2017年の第35会期人権理事会に報告を提出する（A/HRC/35/10）。社会的経済的排除と貧困、教育、健康、暴力、公的生活分野への参加と代表制、法的枠組み、司法、救済と保護、データと調査および分析、意識啓発、資源配分における交差的分析、アフーマティブ・アクション、キャパシティ・ビルディング、経済的エンパワメント、キャンペーンなど、勧告も含め幅広い分野が取り扱われている。教育、健康、暴力の分野については、職業と世系に言及した。2017年の第36会期人権理事会ではパネルディスカッションが開かれた¹³。

人権理事会が任命する特別手続任務保持者の調査と報告においても、複合差別／交差性概念は欠かせない鍵になっている。本章では、カースト差別に関する国連文書がまとめられている“Caste Discrimination and Human Rights”（IDSN作成）¹⁴を参照し、特別手続任務保持者¹⁵が複合差別／交差性概念にいか言及しているか、特にインドのカーストとジェンダーの複合差別／交差性概念の言及に着目しながら概観する。

IDSN は 2005 年から 2017 年の期間における 20 の国連特別手続の報告を検証している。本章では、20 の国連特別手続のうち、複合差別／交差性概念に言及した 12 の国連特別手続を取り上げる。以下は、特別報告者が、国連人権理事会あるいは国連総会等への報告において、複合差別／交差性概念に言及したものの抜粋である。

3. 1. 現代的形態の人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容に関する特別報告者（2002 年～ 2008 年 Doudou Diène、2008 年～ 2011 年 Githu Muigai、2011 年～ 2017 年 Mutuma Ruteere、2017 年～ E. Tendayi Achiume）

○ 第 5 会期人権理事会（2007 年）（A/HRC/5/10）

人種主義、人種差別、排外主義が女性に与える影響、および女性が直面する複数の差別の相乗効果（synergic effects）への関心が特別な方法で扱われるべきである。

○ 第 7 会期人権理事会（2008 年）（A/HRC/7/19）

複数の差別を終結させるために、立法、司法、教育の分野において、強い政治的意思のもと意義あるとりくみがなされるべきである。

○ 第 7 会期人権理事会（2008 年）（A/HRC/7/19/Add.1）

インドのダリット女性に対する暴力について報告。暴力は、高位カースト、同じコミュニティの男性、国家、民間アクターなどから多様な形態をとり起さる。ダリット女性は、カースト、階級、ジェンダーのヒエラルキーの底辺に社会的経済的に位置づけられており、暴力は構造的に生じる。警察や裁判官は同じカーストである加害者のほうを守り、ダリット女性による告発や申立てを適正に記録も捜査もしない。女性が自分の権利を守る法律について無知であることにより、加害者、警察、司法関係者により容易に搾取される。

○ 第 17 会期人権理事会（2011 年）（A/HRC/17/40）

低位カーストが直面している深刻な苦境を複数の差別がいつそうひどくする。複数の差別に直面する女性は性的に搾取されている。カースト、階級、ジェンダーのヒエラルキーの底辺に社会的経済的に位置づけられたダリット女性は、他カーストからの暴力だけでなく、家族やコミュニティのなかでの暴力にも直面する。それは、身体的暴力、セクシュアル・ハラスメント、人身売買、性的搾取、性暴力、強制売春を含む。デヴァダシとして、高位カーストへの売春を強制される。土地や財産へのアクセスが侵害されていることによる影響は、健康や教育、収入にも及ぶ。土地を所有していない労働者と尿尿処理人の多数をダリット女性が占める¹⁶。

○ 第20 会期人権理事会（2012 年）（A/HRC/ 20 / 33）

女性が世系などとジェンダーの複数の形態の差別に直面し、教育、公的・政治的生活、健康、労働市場へのアクセスなどの重要な分野において、男性に比べて周縁化され差別されている。特に、人身売買、性暴力、性的搾取、DV にさらされやすい。女性が経験する複数の差別に考慮し、差別撤廃のあらゆるレベルのあらゆるとりくみにジェンダー視点を導入するよう政府に要請する。

○ 第32 会期人権理事会（2016 年）（A/HRC/ 32 / 50）

カースト等を理由に女性に偏った影響を与えるジェンダーに基づく差別について、女性差別撤廃委員会は一般的勧告に明記すべきである。

3.2. **原因および結果を含む現代的形態の奴隷制に関する特別報告者**（2008 年～2014 年 Gulnara Shahinian、2014 年～Urmila Bhoola）

○ 第15 会期人権理事会（2010 年）（A/HRC/ 15 / 20）

民族、人種、肌の色合い、カーストに基づく差別と関連する家内労働に焦点を当てて報告。家内債務労働に多くのダリットが従事している。尊厳を損なう家内労働は特に低位カーストと関係し、搾取的な状況を生み出して

いる。インドでは、政府のキャンペーンにもかかわらず、多くのダリット女性が、手作業での尿尿処理に従事していることが報告されている。カースト、民族差別、ジェンダー差別に基づいて学習された従属パターンを社会的経済的な人権侵害が強化する。

- 第 21 会期人権理事会 (2012 年) (A/HRC/ 21 / 41)
ダリットに見られるデヴァダシの慣習について報告。ダリットが強制結婚により寺院の関係者との性行為を強制されている。
- 第 30 会期人権理事会 (2015 年) (A/HRC/ 30 / 35)
強制労働・債務労働におけるカーストとジェンダーの交差との闘いにおける国連の役割に関するサイドイベントにビデオメッセージを送付。
- 第 33 会期人権理事会 (2016 年) (A/HRC/ 33 / 46)
強制労働の被害者は複数の交差する差別に直面し、搾取と暴力にさらされている。反差別法を制定するよう提言する。

3.3. マイノリティ問題に関する特別報告者 (2005 年～2011 年 Gay McDougall、2011 年～2017 年 Rita Izsák-Ndiaye、2017 年～ Fernand de Varennes)

- 第 10 会期人権理事会 (2009 年) (A/HRC/ 10 / 11)
マイノリティ女性の問題に高い優先順位をおく。マイノリティの一員であり女性であるという地位により、特有の課題と複数の交差する差別を経験し深刻な状態が継続している。マイノリティ女性は家族の重荷を強いられている。公共の場における暴力にさらされ、司法へのアクセスは否定されている。意思決定の役割は家庭やコミュニティにおいて妨害され、国内政策の決定に意見を述べることもできない。公私いずれの領域においても、意思決定の役割から排除されている。マイノリティ問題に対応する国内的および国際的な法制度にマイノリティ女性の関心が統合されない。
- 第 13 会期人権理事会 (2010 年) (A/HRC/ 13 / 23)

マイノリティ女性の問題の優先順位を高くする。マイノリティの一員であり女性であるという地位により、特有の課題と複数の交差する差別を経験している。教育へのアクセスにおいてマイノリティ女子が直面する複数の障壁を調査すること。その問題への法的・政策的対応を評価すること。グッドプラクティスを議論すること。マイノリティ女性特有のニーズを考慮すること。

○ 第16会期人権理事会（2011年）（A/HRC/16/45）

マイノリティの女性と男性は異なる態様で、軍事関係者による暴力の標的にされており、暴力が増長している。女性は性暴力の標的にされる。女性に対するレイプは、男性を侮辱し、「彼らの」女性を守ることができない無力さを証明する目的をもつ場合がある。教育や経済と雇用の機会から歴史的に排除されてきたマイノリティ女性へのキャパシティ・ビルディングとアフェーマティブ・アクションを国家に対し要請する。マイノリティ男性とは異なる態様で影響を受けるマイノリティ女性の不平等に注目したデータを収集すべきである。

○ 第67会期総会（2012年）（A/67/293）

マイノリティ女性は公的領域における代表の機会に欠けるため、マイノリティ女性を対象に、現場でのトレーニングが行われること。マイノリティ女性の雇用に優先順位を与えること。政府機関や国内人権機関は、マイノリティ女性の代表制を保証すること。女性問題にとりくむ機関や部局は、マイノリティ女性のための専門家による部局か担当者を設置し、彼女らの課題に関心を払うこと。そこにマイノリティ女性を雇用すること。

○ 第22会期人権理事会（2013年）（A/HRC/22/49）

マイノリティ女性の教育機会および言語学習機会が不足しており、それによりコミュニティ外部との交流や生活を形成する能力が制限されている。マイノリティ女性が抱える課題を明らかにするデータが必要である。

○ 第 25 会期人権理事会（2014 年）（A/HRC/ 25 / 56）

ミレニアム開発目標（MDGs）とポスト 2015 年開発アジェンダに、複数の交差的な課題を経験する人たちへの認識が欠けている。そこで議論されている問題の影響を、マイノリティ女性は最も受けている。それは彼女たちが、教育と雇用へのアクセスがなく、女性であり、マイノリティであり、貧困であるという複数の差別に苦しんでいるからだ。ダリット女性は、貧困、差別、性暴力により教育機会を追求できず、識字率は低くなっている。一つの領域における前進についての議論しては、別の領域で同時に交差的に不利益を受ける問題にとりくむことができない。不平等が交差し相互に強化するような問題は、歴史的諸関係に根源を有し、差別を通じて再生産されつづける。

○ 第 69 会期総会（2014 年）（A/ 69 / 266）

複数の交差する差別により、マイノリティ女性が特に暴力の影響を受け、レイプや性暴力、拷問や殺人の標的にされている。彼女たちが低位カーストであることとジェンダーによるものである。

○ 第 70 会期総会（2015 年）（A/ 70 / 212）

マイノリティ女性の司法へのアクセスを妨げるような複数の差別が、マイノリティ・コミュニティ内で起きている。被害を受けた犯罪の性質上、複数のスティグマにマイノリティ女性は直面する。告訴を取り下げるよう不必要に遅延させたりプレッシャーをかけられたりといったことをダリット女性が経験している。それはジェンダーとマイノリティが複合したことと関連する。

○ 第 31 会期人権理事会（2016 年）（A/HRC/ 31 / 56）

- ・ 宗教を根拠にしたカーストに基づく差別は女性に特に影響を及ぼす。「宗教的奉仕」の名の下で実行されるデヴァダシは強制売春、性的奴隷で、ダリット女性が標的にされる。

- カーストに基づく職業として手作業での尿尿処理が強いられているダリットのうち95%はダリット女性である。法制定にもかかわらず¹⁷、依然として制度的・行政的に行われている。
- 水と衛生へのアクセスから構造的に排除されている。支配カーストが住む地域の給水施設を使おうとすれば、大規模な暴力や身体的攻撃にさらされる。
- 低位カースト女性の健康状態が最悪である。非ダリットの女性とは、寿命や出生前および出生後のケアに大きな格差がある。
- 低位カーストの女性は、公私生活分野の両方において、カーストに基づく暴力、特に性暴力の被害にあいやすい。暴力には、コミュニティでの暴力（身体的攻撃、言葉による暴力、セクシュアル・ハラスメント、性的暴力、レイプ、性的搾取、強制売春、誘拐、拉致、強制監禁、医療ネグレクト）、家庭内の暴力（女兒殺し、子どもへの性暴力、DV）などが含まれる。カーストに基づく女性に対する暴力のなかでも、特に性暴力が増加している。暴力とその恐怖はコミュニティでは報告されることがなく、不可視化、沈黙、不処罰の文化が形成されている。被害者に恥が押しつけられる。低位カーストの女性は人身売買の被害者でもある。早婚や強制結婚、債務労働、危険な行為にさらされている。
- カースト差別に特にさらされやすい女性は、複数の交差する形態の差別に苦しむ。暴力、特に性暴力、人身売買、早婚、強制結婚、有害な伝統的行為を含む人権侵害に不均衡にさらされている。
- 周縁化されたカーストの女性に対する残虐行為は、彼女たちが権利を主張し、カースト規範やジェンダー規範に挑戦しようとするときに起きる。加害者は、土地所有者、警察、医者、教師などの支配カーストで、「罰」は、カーストを侵害したことへの怒りをあらわにしたものであり、女性とコミュニティへの教訓としてなされる。

- ・ ダリット女性は、公的な司法制度へのアクセスにおいて障壁に直面する。警察が犯罪告発を記録しない、告発の記録を遅らせる、暴力や非道な行為の告発を調査しないなどである。
- ・ カーストの影響を受けるコミュニティ、特に農村は、政治的過程から排除され、意思決定過程における二級、従属の位置におかれる。農村のダリット女性は、パンチャヤット（地方自治・行政機構）¹⁸の座席を有しても、家にいるように強制され、夫が代表する。パンチャヤットで発言しようとする、バックラッシュにさらされ、同じカーストのメンバーへの暴力も起きる。
- ・ カーストを理由にした女性に対する人権侵害は、彼女たちの経済的社会的文化的権利の享受に直接に影響する。低位カーストの女性は識字率が低く、教育を受けることが妨げられる。多くは、危険で保護されておらず、低賃金の仕事に従事する。健康など公的サービスへのアクセス、政府スキームへのアクセスもない。土地の所有も制限されている。
- ・ カースト差別をなくすための国内行動計画は、カーストの影響を受ける女性の問題にも関心を払うべきである。彼女らと協働している影響力のあるグループや地域団体との協力のもとで発展させ、十分な予算がつけられるべきだ。政府は、人権侵害撤廃の行動を緊急にとる必要があり、それには法律の制定、効果的な実施、特別措置、政策、計画の採用を含む。その際、カーストにより女性が経験する周縁化と排除の問題にとりくむべきである。

3.3.1. マイノリティ問題に関するフォーラム

人権理事会は、2008年以來年に1回2日間にわたり、さまざまなテーマのもとマイノリティ問題に関するフォーラムを開催してきた。マイノリティ問題に関する対話と協力を促進するためのプラットフォームであり、マイノリティ

問題に関する特別報告者の活動に寄与する場としても位置づけられている。以下に、マイノリティ女性に関わる議論について紹介する¹⁹。

- 第1回フォーラム (2008年)「マイノリティと教育の権利」(A/HRC/19/56)
家族とコミュニティが家父長的構造であるため、教育へのアクセスにおいて、マイノリティ女子は特定の課題に直面している。ジェンダー化された社会的役割が維持されている。マイノリティの女性および女子の教育からの排除と識字率の高さが、彼女たちの発展とエンパワメントの障壁となり、経済的社会的政治的生活への参加機会が縮小している。男子の教育を優先することもこの流れを加速する。文化的慣習、早婚、家父長的構造、ジェンダー役割、自由な移動の制限などの内部要因は、教育へのアクセスの障壁となる重要な課題でありとりくまれるべきである。
- 第2回フォーラム (2009年)「マイノリティと効果的な政治参加」(A/HRC/19/56)
マイノリティ女性は、家庭およびコミュニティの両方において意思決定の役割が否定される。また女性でありマイノリティであるため、国内レベル、地方自治体レベル両方の政策決定に意見することができない。結果、マイノリティの課題と状況は無視されるか優先順位が低く設定され、意義ある変化が達成できない。マイノリティ女性の効果的な政治参加と平等な代表制を保証することは、自分たちに影響を与える問題への決定に対する直接参加を確保するだけでない。彼女たちによる貢献は、多様性に反映する社会づくりに役立つ。マイノリティ女性の特有のニーズを考慮しながら、政治参加を促進させるためのメカニズム、手続き、制度を政府は保証すべきである。
- 第3回フォーラム (2010年)「マイノリティと経済生活への効果的な参加」(A/HRC/19/56)

マイノリティ女性は労働市場から排除され、失業の危機にさらされている。職業教育と資格の欠如、不十分な知識、雇用機会に関する低い意識、遠く離れた労働の場、育児のインフラ整備の欠如、経済的困難などが障壁となる。文化や伝統とジェンダー化された社会的役割が、マイノリティ女性の雇用参加を妨げ、選択肢を制限している。性とマイノリティに基づく差別はマイノリティ女性にとって、採用、昇進、賃金の点で障壁となる。グローバル化によるインフォーマルな労働市場への参入機会の拡大は、低賃金、基本的な労働者保護からの排除、劣悪な労働条件といったなかでの賃労働の増加をもたらした。水や衛生、育児サポート、暴力からの保護といった基本的環境も整っていない。マイノリティ女性は困難な状況下で、生存機会のためにコミュニティや家庭を離れるよう強いられる。それは人身売買や搾取、違法労働の被害に容易に陥りやすく、彼女たちをさらに脆弱にする。マイノリティ女性は、貧困、偏見、ジェンダーに基づく制限にさらされ、結果、住居を含む適切な生活水準の権利に課題が生じる。農村のマイノリティ女性は孤立し、教育や言語の問題もある。土地や財産の権利は女性の経済的自立、社会的地位、政治的影響に重要である。しかし、マイノリティの慣習法がマイノリティ女性に不利に働き、土地や財産、相続、信用取引、技術や市場へのアクセスといった権利において、ジェンダー役割が彼女たちをより脆弱にしている。マイノリティ女性は誘拐、性的搾取、暴力、HIV / AIDS の危険にさらされている。リプロダクティブ・ヘルスケアへのアクセスの点でも課題がある。貧困であったり、都市から離れたところに住んでいることにより、母子保健サービスにアクセスできない。マイノリティ女性の妊産婦死亡率は高い。避妊へのアクセスなどリプロダクティブ・ライツが制限されている。マイノリティ・コミュニティ内の早婚は、女性の健康と、教育や雇用のアクセスに重大な影響を及ぼしている。差別的な行為や政策には、強制不妊も含まれる。マイノリティ女性

に関する否定的でステレオタイプな表象が差別を生み出している。異なる文化や伝統的・宗教的実践をしているマイノリティ女性は、さまざまな社会的サービスから排除される。

○ 第4回フォーラム (2011年)「マイノリティ女性と女子の権利の保障」(A/HRC/19/56, A/HRC/19/71, A/HRC/FMI/2011/2)²⁰

マイノリティの一員であり女性であるという地位により、特有の課題と複数の交差する差別を経験する。このことがマイノリティ女性を人権侵害にさらしやすくし、公私生活分野の両方において権利が否定される。マイノリティ女性の可視化は重要課題であるため、課題、積極的イニシアティブ、グッドプラクティスに焦点を当てる。マイノリティ女性は、コミュニティ内外において相互作用する複数の差別を経験するが、マイノリティ男性との異なる経験が認識されなければ、対応は不十分に終わる。マイノリティ集団全体の一般的関心事項、およびマイノリティ集団としての権利を保障するとりくみが優先されるため、マイノリティ女性の課題と関心の優先順位は低くなり、わきへと追いやられる。彼女たちは、属するコミュニティ内でも権利を求めて闘っている。社会的あるいは経済的なつながり、ネットワークやサポートグループ、マイノリティ女性のロールモデルといったものが欠けている。これらの欠如がマイノリティ女性のエンパワメントにとって障壁となり、人権の享受への重大な影響を及ぼす。マイノリティ女性は、ジェンダー特有の困難について、集団外ではもちろんのこと、集団内でさえ声を上げることを躊躇する。女性の権利を求めた広範囲な運動が関心をもてば、マイノリティ女性の権利が前進するだけでなく、女性の権利運動も、平等を求めたマイノリティ運動の特有の経験から学ぶことができる。マイノリティ女性の参加と協働のもと、マイノリティ女性の課題と交差的差別を可視化させ、それらを政策に統合していく。

特別報告者はフォーラムのなかで次のように発言している。「マイノリ

ティ女性の課題と関心がさらに明確に、国連の議題の前面に出されるよう要求していく。生涯にわたりマイノリティ女性は特有の課題に直面する。政府、NGO、意思決定機関だけでなくマイノリティ・コミュニティもそのことを認識し対応すべき。マイノリティ女性の努力、レジリエンス、新しい考え、達成も共有すれば、マイノリティ女性のロールモデルになる」²¹。

○ 第7回フォーラム（2014年）「マイノリティを標的にした暴力と残虐犯罪の予防ととりくみ」（A/HRC/28/77）

提言の実現にあたっては、マイノリティ女性の状況やニーズ、複数の交差する差別への考慮がなされる必要がある。貧困にさらされ周縁化されたマイノリティの迫害、不安、暴力を軽減するためには、差別、排除、不平等への理解と対応に、交差的差別への理解と対応も含まれなければならない。性暴力やジェンダーに基づく差別の被害にあうマイノリティ女性の声に耳を傾け関心を払うこと。複数の交差する差別を経験する人が暴力防止イニシアティブで代表すること。マイノリティ女性がジェンダーに基づく暴力にさらされている事実を政府は認識し、適切な保護措置をとること。暴力や紛争下では、マイノリティ女性はジェンダーに基づく暴力にさらされやすく、コミュニティの象徴として、暴力の標的にされやすいため、政府は関心を払うこと。性暴力のサバイバーのマイノリティ女性への時宜にかなった支援が提供されること。支援にあたっては、サービスの受益者が二次的暴力を受けないよう、人権活動家が注意すること。

○ 第8回フォーラム（2015年）「刑事司法制度におけるマイノリティ」（A/HRC/31/72）

提言には以下を含む。あらゆる段階において、マイノリティ女性に関する法、計画、措置が実施されるよう、ジェンダーセンシティブなアプローチを採用すること。検察当局内に専門家による部局の設置を検討すること。マイノリティ女性が司法にアクセスする際に直面するさまざまな障壁を認

識し、安全を確保すること。ジェンダーに基づく暴力の被害者であるマイノリティ女性は、カーストを含む出身とジェンダーの交差的な差別に直面しており、彼女たちに可能な救済を確保すること。マイノリティ女性が課題を理解できるよう、政府職員と法執行職員はジェンダーセンシティブであること。暴力が報告され予防できるプラットフォームを設立すること。刑務所内のサービスは、マイノリティ女性との協議により、そのニーズにとりくみ、適切でアクセス可能なサービスが確保されること。警察とコミュニティのパートナーシップを構築すること。

3.4. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者（1994年～2003年 Radhika Coomaraswamy、2003年～2009年 Yakin Ertürk、2009年～2015年 Rashida Manjoo、2015年～Dubravka Šimonović）

○ 第57会期人権委員会（2001年）（E/CN.4/2001/73/Add.2）

人身売買に関するインド調査報告。低位カーストとエスニック・マイノリティがセックスワーカーの人口に多い。

○ ダーバン会議の準備委員会に提出された報告（2001年）（A/CONF.189/PC.3/5）

ジェンダーに基づく差別と他の差別の交差により、女性に対する暴力をいっそう受けやすくなる。インドにおける強固なカースト制度はダリット女性を特に性的暴力にさらしやすくしている。集団内で周縁化が生じ、また既存の枠組みが差別を予防できないため、交差的に服従させる。不可視化は、彼女たちに権利主張させない文化的障壁や法的地位など複数の要因による。ジェンダー主流化のロジックは、女性と男性の差異と同様、女性というカテゴリーの差異にも適用される。異なる集団の女性が抱える問題の特徴づける様々な「差異」にとりくまなければ、すべての女性の人権保護を見えなくするか否定するという認識が高まっている。すべての女性なんらか

の方法で、ジェンダー差別にさらされるのは事実だが、他の要因、カーストなどが、さまざまな集団の女性が経験する差別に「影響を与える差異」であることもまた事実である。ある集団の女性に特徴的な問題や脆弱性を引き起こしたり、他の者との不均衡をもたらす。女性の問題としてのみ枠組みをつくると、ある集団の女性に不均衡な影響をもたらすという問題が生じる。つまり交差的な問題を引き起こす。ジェンダーの枠組みに吸収してしまい、人種など他の形態の役割を認識しようとしないのである。人種とジェンダーなど、同時に生まれる問題への視点がないと、効果的な分析ができず、問題となっている状況や暴力への救済の努力は不完全なものとなる。人種とジェンダーの交差性に焦点を当てる必要がある。ダリット女性は、経済的地位によって周縁化される。差別の役割に目を向けると、女性がよりいっそう拷問を受けやすいというだけでなく、正義を得るチャンスが減少する。カースト同様ジェンダーの文脈において、暴力にさらされやすい女性の脆弱性が示されている。

- ダーバン再検討会議準備委員会（2008年）（A/CONF.211/PC/WG.1/5）
マイノリティ集団に属する個人は排除と闘いながら、複合的な差別と暴力に直面している。マイノリティ女性は、ジェンダーに関連する偏見と差別により、人種差別に対する救済と申立てメカニズムへのアクセスがない。複数の排除や差別に関して、マイノリティ・コミュニティのメンバーがそれらを否定的な方向に強化したりいっそうその性質をひどくしたりすることを考慮する必要がある。女性が複数の差別に直面していること、人種差別が女性と男性に同じ態様で影響するのではないことへの認識をダーバン宣言と行動計画が示したことを歓迎する。人種差別は、女性の生活状況、貧困、暴力、人権の制限と否定をもたらす主要な要因であることも宣言と行動計画は認識している。ダーバン宣言は、関連する政策と戦略、行動計画にジェンダー視点を統合する必要性を認識する。特別報告者は、人種

に動機づけられた女性に対する性暴力を含む暴力の報告を受けつづけている。カーストに基づいた女性に対する暴力についての通報も受けている。複数の差別は強化しあい悪化するという性質を有する。

○ 第11 会期人権理事会（2009 年）（A/HRC/11/6/Add.1）

ダリット女性に対する暴力についてインド政府に申立て書簡を送付。ダリット女性は男性以上に差別、排除、暴力に直面している。ダリット女性は支配カーストによる、立ち退き、ハラスメント、身体的暴力に直面しており、これには土地権や財産権の問題が関連している。ダリット女性に対する暴力の多くが、警察によって適切な記録や手続きがなされていない。

○ 第11 会期人権理事会（2009 年）（A/HRC/11/6/Add.5）

特別報告者の15年間に及ぶ活動への批判的検討。女性に対する暴力の定義と焦点に交差性が採用されるようになった。Coomaraswamy は交差性を優先し、複数の重なり合った差別を認識していた。女性の脆弱性を高め、周縁化された女性に暴力の連鎖と継続をもたらすからである。ジェンダーに基づく暴力の語りは、女性の多様な経験を単一化しがちだったが、そこから脱却した。個人の経験を断片化しがちなアプローチからの脱却でもある。交差的アプローチは、統合的な分析として特別報告者の作業方法に用いられてきた。それは女性の経験の特殊性への視点を失うことなく、同時に女性に対する暴力の普遍性を見ることを可能にする概念的な枠組みを提供した。交差的枠組みは、「差別とヘゲモニーの複数的な構造」が次の三つの差別のカテゴリーをいかにもたらすかを示すものである。一つは、「標的とされる」差別。「他の」コミュニティの女性に対する紛争下の差別などである。二つは、「複合的な」差別。ジェンダーとマイノリティ構成員であることが複合すると、そうでなければ可能であるはずの機会が制限されるなどである。三つは、「構造的な」差別。政府の政策が構造的差別と交差すると、女性の周縁化が悪化する。この枠組みを採用し、Coomaraswamy

は、ジェンダーがいかに貧困や人種と相互作用しているか、それによりアフリカン・アメリカン女性やヒスパニック女性が不均衡なレベルの犯罪化にいかに直面しているか、いかに不均衡に有罪判決を受け、刑務所への入所を高めているかを示した。この枠組みは、周縁化された女性が直面する経験、暴力、構造的障壁に関心を向けることに役立つだけではない。政府による差別対応への説明責任の法的基準をつくることにも役立つ。交差性は、他の特別手続とともに、特別報告者が行う共同声明、訪問調査、報告においても採用されている。公私領域の二分法は、女性に対する暴力への公的関心を長期にわたり排除するために使われてきた。交差的アプローチをジェンダー分析に統合することは、複数の差別を理解するためのジェンダー分析力を高め、条約機関との対話における人権に関する国家の説明責任を高めることにも関連する。こうしたアプローチは、交差的差別の結果を十分に把握し、継続する暴力と差別を可視化させる。周縁化された女性の関心を、特別報告者の任務の中心に位置づけるようになった。それこそがこの概念変化の意義である。ジェンダー、人種、貧困といった、属性に基づく単一の差別に、彼女たちの差別経験を含めることは異なる。差別を個別にとりくむのではなく、同時に作用する複数の差別構造の効果を認識しとりくむために、交差的アプローチを採用するという原則に絶えず関心をもってきた。このアプローチは、暴力への女性のリスクと脆弱性を高める背景、および周縁化された女性の関心を可視化するのに役立つ。2001年、特別報告者は緊急行動を呼びかけた。それは、周縁化された女性が経験する複数の差別に対する意識を高めるために、国内レベル、国際レベルでとるべき行動の呼びかけである。また理論的レベルで交差的かつホリスティックなアプローチを主流化させ、実践レベルでとりくむためである。この目的に向けて、特別報告者は、適切な評価の開発と戦略の実現を提案した。それはジェンダーに基づく人種差別の撤廃を目的にしている。政府

に対し、人種、ジェンダー、それぞれ単一のデータ収集でなく、人種別、ジェンダー別のデータの収集を要請した。女性に対する人種差別の特有の形態を可視化するためである。新しい方法論の開発、複数の差別の効果を認識しとりくむためのツールの評価と報告手続、国連の政策とプログラムの企画・実施におけるジェンダーと人種の交差、こういったことへのとりくみが求められる。方法論が開発される一方、交差性の実施と監視に向けた報告手続とツールの評価は未完である。女性の人権において交差的アプローチを採用する必要性も継続している。新しい条約や宣言にはジェンダーに基づく側面が重視されるようになっている。カーストに基づく差別の被害にあう女性に対する暴力にも焦点を当てるべきである。交差性は、特別報告者の活動に広い舞台を与えた。根拠がいかに拡がろうと、課題と背景、権力構造の相互連結に関心を払いつづける必要がある。

○ 第17会期人権委員会（2011年）（A/HRC/17/26）

1993年のウィーン会議、1995年の北京会議、2001年のダーバン会議において、マイノリティ女性に対する暴力は注目されてきた。ダーバン宣言は、人種主義が女性に異なる方法で影響を与えることを明記した。安全保障理事会、総会、人権理事会は、女性と女子に対する暴力に焦点を当てた決議を採択してきた。交差的な差別に苦しむ女性に対するジェンダーに基づく暴力のリスクに焦点を当ててきた。複数の形態の差別として理解されている差別は結合することにより、女性と女子の暴力に対する脆弱性をいっそう高める。このような動きと理解は、女性に対する暴力が、女性内部、ジェンダー内の不平等の問題でもあるという理解の反映でもある。女性に対する暴力に関する国連の言説は次の三つである。一つは、女性と女子に対する暴力は、男女間の平等と非差別の問題としてとりくまれていること、二つは、複数の交差する形態の差別は、標的とされる差別、複合的な差別、構造的な差別を経験する女性のリスクを高めると理解されていること、三

つは、人権の相互依存性は、市民的、文化的、経済的、政治的、社会的領域における女性に対する暴力の原因に対応するものであること。一定の前進にもかかわらず、女性の人権に関する国際的な言説は、女性対男性、つまりジェンダー間に焦点を当てた平等と非差別の枠組みに制限されてきた。人権関係の主要な宣言・規約・議定書・条約は男性規範に基づいたままである。結果として、重要なとりくみも、女性内の差異、ジェンダー内の差異を包含したまま、非差別と平等を分析しつづけてきた。ジェンダー間、ジェンダー内のいずれの不平等と差別にとりくむ際にも、包括的な措置、個人的差別と制度的・構造的差別の分析、女性内部のヒエラルキーと女性・男性間のヒエラルキーの分析が必要である。女性内部の差異、ジェンダー内差異を生じさせる個々人の女性によって、社会的位置は決定される。交差的アプローチが重要であるのは、それが暴力と差別を強化しているからである。ジェンダー内不平等や差別の認識が欠けていると、都市に住む中産階級女性の経験を特権化する。女性の脆弱性と暴力の経験には社会的位置が影響を及ぼしている。一括したプログラムというアプローチはジェンダー内の差異、女性の差異を認識するには不適切であることへの理解が重要である。女性に対する暴力を生み出し維持し規範化する制度や構造に反映されているヒエラルキーに十分な関心を払ってこなかった。アイデンティティの問題は、社会的経済的文化的ヒエラルキー内にどのように位置づけられているか、それが普遍的人権を享受する能力をいかに制限・妥協させているか、そうした認識が必要である。特権のない人の犠牲によって特権集団の女性のアクセスを促進させる制度や構造がある。システムティックで、包括的で、多分野で、継続的なアプローチが必要である。間違った普遍主義と文化的本質主義は、ホリスティック・アプローチの導入と女性の多様な抑圧経験への理解で回避することができる。差別は暴力行為を強化する。男性と女性のジェンダー間ヒエラルキーに、女性が価値

づけられるジェンダー内ヒエラルキーと家父長制がくつつくことで、価値があるとされる女性の保護と、そうでないとされる女性への攻撃をさらに強化する。ジェンダーの階層である。ジェンダー間差異と、ジェンダー内差異が存在する。制度的構造的不平等が複数の交差する形態の差別を通じて暴力を助長する。ある階級の女性は別の犠牲のもとに利益を得るのである。ジェンダー間ヒエラルキーとジェンダー内ヒエラルキーは、脆弱性を助長する力となる。被害者は、イデオロギーに基づいた実践によって虐待されるだけでなく、所属する集団のジェンダーや女性の身体に関する文化的イデオロギーがもたらす不平等によって虐待される。マイノリティ女性の自己決定権は否定されている。そのことは、エリート女性や特権のある女性がいかにこれらの権利を得ているかを証明する。自己決定は、目には見えない女性のヒエラルキーである。女性の自己決定権は、政治的位置を決定する力や経済的社会的文化的発展を自由に追求する力を含む。この権利が侵害されている人は、ディスエンパワーされた集団に対する構造的暴力を永続させ、政治的文脈において女性の権利をより周縁化させる。周縁化された集団は、支配集団や抑圧集団とは対極に形成された集団のアイデンティティに基づいて、女性に対する暴力を正当化することがある。文化に基づいたアイデンティティ・ポリティクスは、ジェンダー平等を達成し、女性に対する暴力を撤廃するうえでの主要課題である。ホリスティック・アプローチは、個人、世帯、コミュニティ、国家の文脈と離れたところで、女性に対する暴力プログラムを考えることはできないことを示す。差別は異なる方法で女性に影響を及ぼすこと、それは社会的経済的文化的ヒエラルキーにおける彼女たちの位置づけによるものであること、そのヒエラルキーは、女性が普遍的な人権を享受する力を禁止したり妥協させるものであることへの注意が必要である。ホリスティック・アプローチは、ジェンダー内の差別と不平等の批判的側面を明らかにする。それは今まで、暴力への

対応としてすべての女性を均一に扱うとりくみが、不可視化してきたものである。

○ 第20会期人権理事会（2012年）（A/HRC/20/16）

女性殺害への関心は増えているが、規範的枠組みは欠如したままである。有効な枠組みとして、複数の交差への認識がある。生涯にわたって複数の差別と暴力を経験しつづける女性の予防、保護、保障に欠けていることは、女性殺害における国家犯罪である。ダウリ（結婚持参金）関連の女性殺害もそれに該当する。

○ インド調査に関する声明（2013年）²²

ダリット女性は、複数の差別と暴力の被害者である。保護的な法律やアフーマティブ・アクションにかかわらず、現実には底辺におかれ、最悪の形態の差別と抑圧を経験し、世代にわたって社会的経済的脆弱性が継続している。強制労働、強制売春、人身売買、児童結婚、ダウリ関連の習慣、魔術、名誉殺人、魔女狩り、住民間の暴力などである。ダリット女性に対する残虐行為への注意喚起が求められる。ダリット女性の権利を侵害する不処罰の文化がある。指定カースト（Scheduled Castes。以下、SC）²³に対する暴力が記録・調査されない。加害者は無罪釈放となり有罪判決が出ない。ダリット女子の中退率を減らす効果的な措置をとること。特権のないカースト女性の権利を奪う慣習的行為を終わらせること。

○ 第26会期人権理事会（2014年）（A/HRC/26/38/Add.1）

インド調査の報告。家父長的な社会規範とジェンダー間およびジェンダー内のヒエラルキーによる暴力には、家族の暴力（家父長的・文化的実践、社会経済的依存、ダウリ、名誉殺人、男児優先、慣習的实践、リプロダクティブ・ライツ）、コミュニティの暴力（性暴力、レイプ、恥の意識、スティグマ、家族やコミュニティからの排除、自殺、早婚、DV、婚姻内レイプ、早期妊娠、教育の権利、子ども時代の享受、強酸を用いた攻撃、スティグ

マ、恥、排除、他の女性への恐怖)がある。ダリット女性は、複数の交差する形態の差別を受ける。カーストに基づく差別は、カースト内のヒエラルキーを含め、広く維持されている。カーストに基づく差別は世代を超えて、生活のあらゆる分野において、排除、周縁化、不利益を運命づけている。教育と経済的機会が否定され、危険で保護のない仕事に従事している。債務労働や手作業での尿尿処理などは強制労働や現代的奴隷制と見なされている。手作業での尿尿処理には女性が多く従事し、SCやマイノリティの女性である。債務労働や手作業での尿尿処理を禁止する法律は制定されながら、法の実施はいまだ失敗している。問題の重要性を過小評価する傾向がある。1961年にダウリ禁止法(Dowry Prohibition Act)が制定されたが、2010年以来、ダウリ関連の犯罪は増加し、2008年以来、ダウリ関連死は増加傾向にある。SCなどの女性が人身売買の被害にあっている。パンチャヤットに選出された女性²⁴への攻撃や暴力は家父長制に基づく。集団レイプや集団犯罪、残虐な性暴力行為を含む女性に対する暴力は、複数性が考慮されず、単一の犯罪とみなされる。サービスへのアクセスに関するカースト差別が、警察、公務員、コミュニティメンバーから起きる。警察、検察、司法、公務員に家父長的態度が見られる。2011年から女性に対する犯罪が増加している。ダリット女性の救済が制限されており、サービスへのアクセスにとって複数の差別が大きな障壁になっている。

3.5. 十分な生活水準への権利の要素としての十分な住居とこれに関連する非差別の権利に関する特別報告者(2000年～2008年 Miloon Kothari、2008年～2014年 Raquel Rolnik、2014年～ Leilani Farha)

○ 第62会期人権委員会(2006年)(E/CN.4/2006/118)

「女性と十分な住居」をテーマに、十分な住居の権利の実現を阻害する要因としての複数の差別に焦点を当てた報告。

○ 第7会期人権理事会（2008年）（A/HRC/7/16）

カーストなどを理由に女性が直面する複数の差別へのとりくみに、交差的アプローチを含むことが提言される。

○ 第10会期人権理事会（2009年）（A/HRC/10/7/Add.1）

ダリット女性に対する暴力に関してインド政府への申立て書簡を送付。支配カーストによる立ち退きや土地権の否定は、ダリット男性以上にダリット女性が差別や排除、暴力に直面する現実を引き起こしている。その暴力の多くは、警察によって適切に記録も捜査もされない。暴力の被害者となるダリット女性の保護と救済の保証を検討するにあたり、不処罰の問題は、十分な住居と財産の権利と関連していることをふまえる必要がある。

○ 第34会期人権理事会（2017年）（A/HRC/34/51/Add.1）

インド調査の報告。SCの女性は、住居、土地、財産へのアクセス、管理、所有、相続において複数の差別に直面している。

3.6. 食料の権利に関する特別報告者（2000年～2008年 Jean Ziegler、2008年～2014年 Olivier De Schutter、2014年～Hilal Elver）○ 第62会期人権委員会（2006年）（E/CN.4/2006/44/Add.2）

カースト差別と女性差別が、飢餓、貧困、栄養不足をより深刻にする。SCの女性と子どもは特に、食料へのアクセス、生産資源、食料スキームから差別・排除され、死につながっている。

○ 第16会期人権理事会（2011年）（A/HRC/16/40）

都市の貧困者による、食料、ヘルスケア、教育へのアクセスを向上させるための政府による政策は、ジェンダーとカーストなど複数の重なった差別を取り除くものでなければならない。

○ 第31会期人権理事会（2015年）（A/HRC/31/51）

ジェンダー不平等がカーストなど他の排除と複合すると差別は強化される。

ジェンダーに基づく社会的隔離がカーストなど他の形態の差別と結合すると、女性はさらに不利益を被る。

3.7. 教育の権利に関する特別報告者 (2004年～2010年 Vernor Munoz Villalobos、2010年～2016年 Kishore Singh、2016年～ Koumbou Boly Barry)

○ 第62会期人権委員会 (2006年) (E/CN.4/2006/45)

カーストなど被差別に属する女子、世系を根拠に差別を受けているコミュニティの女子の進学と在学への障壁が取り除かれること、カリキュラムや学校の活動にスティグマがないよう保証すること、世系を根拠に差別を受けている女子の中退率を下げ、ハラスメントと闘う戦略をとること。

○ 第14会期人権理事会 (2010年)²⁵

「教育を通じたエンパワメントに焦点を当てた女性の人権に関する議論」において、特別報告者はダリット女性に言及し、教育への参入による社会への統合の必要性を述べた。

3.8. 人権活動家の状況に関する特別報告者 (2000年～2008年 Hina Jilani、2008年～2014年 Margaret Sekaggya、2014年～ Michel Forst)

○ 第7会期人権理事会 (2008年) (A/HRC/7/28/Add.1)

ダリット女性に対する攻撃について、インド政府へ緊急アピールを送付。

○ 第19会期人権理事会 (2012年) (A/HRC/19/55/Add.1)

インド調査の報告。カーストとジェンダーに基づく活動をするダリット女性の人権活動家の状況に関心を寄せ、いくつか関連事例を報告。

3.9. 安全な飲料水と公衆衛生の人権に関する特別報告者 (2008年～2014年 Catarina de Albuquerque、2014年～ Léo Heller)

○ 第21会期人権理事会 (2012年) (A/HRC/21/42)

複合的なスティグマと複数のアイデンティティや差別の交差性をテーマに報告。複合的なアイデンティティを有する個人を特定のカテゴリーに入れても同じ社会的位置に位置づけられない。ダリットは共有する井戸や水道から水を得られない。ダリット女性は、非ダリット女性が水を汲み終わるまで別の列で待ちつづけなければならない。支配カーストが住むエリアの給水施設にダリットが行こうものなら支配カーストによる大規模な暴力と身体的攻撃を受ける。スティグマは不浄、不可触制、感染の認知と密接にリンクする。スティグマ化された人は、汚く匂いがするとして攻撃される。そのように自らを認識しスティグマ化し、水、公衆衛生、衛生サービスが否定される結果、不浄のステレオタイプは強化されるという悪循環に陥る。ダリットは、社会的に最も卑下され、汚く危険な仕事を強制される。特に女性は、手作業での尿処理や清掃に従事する。

○ 第 67 会期総会 (2012 年) (A/ 67 / 270)

同じ集団に属していても、異なる複数の差別事由が複合的な影響を及ぼす。女性が水汲みの仕事に従事し、身体的かつ性的に脅迫されている。不平等が交差するといっそうひどい効果をもたらす。複数の差別に明白に焦点をおかなければ、そうした効果は衰えることも止まることもなく継続する。不平等は社会的排除を継続する効果を強化する。そのため交差的不平等に焦点をおくことは不可欠である。貧困は、複数の交差する差別の結果という現実を反映させるべきである。交差する差別の影響を明らかにする調査データの分析方法を特別報告者として推進する。

○ 第 33 会期人権理事会 (2016 年) (A /HRC/ 33 / 49)

交差性と複数の差別に着目する。女性は不均衡な不利益と差別に苦しんでいるが均一の集団として見ることはできない。女性は多様であり、その位置づけも多様であり、異なる課題と障壁に直面する。ジェンダーに基づく不平等は他の差別や不利益と重なると助長される。カーストなどの社会的

要因の効果が他の差別事由と交差するといっそうひどくなる。政府は、人権の享受において最も不利益を被る人への関心を払うために、すべての政策イニシアティブに「交差性レンズ」を用いるべきである。複合化したジェンダーステレオタイプは、不均衡に否定的影響を与える。他のスティグマやタブーと交差するとそれはいっそうひどくなる。恐怖により法的権利を主張することもできない。参加の機会は、豊かで、教育を受け、カーストや宗教の特権をもつ特定の女性にだけ拡大してきた。ジェンダー差異のパターンはどこでも同じではない。アクセスと経験のジェンダー側面を理解するにあたり、この点は重要である。交差的な政策を通じてジェンダー平等を促進すること、ジェンダーに基づく不平等は、他の差別や不利益と重なるとき助長するという考慮がなされることを提言する。

3. 10. 極度の貧困と人権に関する特別報告者（2008年～2014年 Magdalena Sepúlveda Carmona、2014年～ Philip Alston）

○ 第23会期人権理事会（2013年）（A/HRC/23/36）

女性が経験する複数の形態の差別を認識すべきである。

3. 11. 超法規的、即決、恣意的処刑に関する特別報告者（2010年～2016年 Christof Heyns、2016年～ Agnes Callamard）

○ 2012年にインド調査を終えて、住民間の暴力やいわゆる魔女殺し、ダウリやいわゆる「名誉」殺人等に関する懸念を表明する声明を発表²⁶。

○ 第23会期人権理事会（2013年）（A/HRC/23/47/Add.1）

インド調査の報告。女性に対して行われることが多い「名誉」殺人と、カーストとジェンダーの不平等な関係性について報告。

○ 第29会期人権理事会（2015年）（A/HRC/29/37/Add.3）

インド調査の報告。指定カースト（SCs）および指定部族（STs）（残虐行

為防止) 改正法²⁷が実施されないと、司法への障壁により複数の差別に直面するダリット女性が特に脆弱になる。

3. 12. 法と実務における女性差別の問題に関する作業部会

○ 第 20 会期人権理事会 (2012 年) (A/HRC/ 20 / 28)

すべての女性の利益につながるジェンダー平等を法的に保障するためには、実行枠組みと戦略が、性差別とカーストなど他の形態の差別の交差に呼応するものであるべきである。それは、複数の差別に直面する女性にまでいきわたる特別措置も包含するものとする。差別的な法律を撤廃するとりくみにおいては、複数の形態の差別の交差など、差別が女性に及ぼす影響は異なることへの理解を明確に報告に盛り込む。

○ 第 23 会期人権理事会 (2013 年) (A/HRC/ 23 / 50)

交差性を理解するにはデータが不十分である。貧困と社会的排除に対するとりくみや、周縁化され複数の差別に直面する女性のエンパワメントの要素を含んだプログラムは、こうした女性が参加して機会と能力を高めるような意義あるものでなければならない。コミュニティ内の差別とマイノリティに対する差別にとりくむマイノリティ女性にとって、教育、リーダーシップ・トレーニング、経済支援の特別措置の提供、家父長的コミュニティの男性の意識啓発は、複数の差別に政府がとりくむうえでのグッドプラクティスである。複数の社会的文化的排除の交差と構造的な不平等の根深い複雑さを考慮し、女性の効果的な参加を得ることは、人権監視と救済メカニズムへの平等で十分なアクセスが達成されるだけでない。女性の経済的自立、起業、集団的行動が重要となる。複数の差別に直面する女性への多面的アプローチを通じた政治的意思決定とリーダーシップを達成する具体的措置が必要である。

○ 第 29 会期人権理事会 (2015 年) (A/HRC/ 29 / 40)

周縁化された女性が苦しむ複数の交差する差別と闘う効果的メカニズムの開発が必要である。

○ 第32 会期人権理事会 (2016 年) (A/HRC/32/44)

健康と安全における複数の差別に注目する。国内法とその実務においては、女性に対する複数の交差する差別の性質と結果を理解しとりくむことが、女性の健康と安全を保護するにあたり不可欠である。カーストなどの差別の影響を受けるマイノリティ女性は、リプロダクティブ・ヘルスやセクシュアル・ヘルスなど健康の権利が侵害されやすい。「低位カースト」の女性の健康は最悪であり、寿命、妊産婦ケアへのアクセス、栄養、感染などの問題を抱える。偏見のない質の高い教育へのアクセス、エビデンスに基づいた包括的な性教育、保健サービスに関する情報、健康と安全に関する決定とアクセスは、周縁化され複数の交差する差別に直面する女性には特に重要である。

3. 13. 小括

もはや複合差別／交差性概念への認識と理解抜きに、国連の人権活動は成立しないと見えるほど、人権理事会と特別手続任務保持者は、その任務と議論において、複合差別／交差性アプローチを重視する。こうした流れは、ウィーン会議、北京会議、ダーバン会議を経てのものであることが幾度も確認される。また複合差別／交差性概念の認識にとどまらず、活動そのものに交差的アプローチを採り入れ、締約国をはじめとする関係機関に対する提言においても、交差的アプローチに基づいた政策を重視している。差別が交差すると、差別や暴力がいっそう深刻化・強化・悪化・助長することにたびたび言及する。

グリット女性に関しては、貧困・差別・暴力による教育機会の否定により、危険で保護のない仕事に従事していること、男性に比べて周縁化・差別・排除・暴力・残虐行為に直面していることが言及される。コミュニティ内外からの暴

力、警察の問題、不処罰、司法へのアクセスにも着目する。

特別報告者による報告を比較すると、各テーマに複合差別／交差性概念が導入されてはいるものの、その程度には幅がある。複合差別／交差性概念に高い優先順位を与えてきたのは、女性に対する暴力に関する特別報告者と、マイノリティ問題に関する特別報告者である。

マイノリティ問題に関する特別報告者は、マイノリティ女性の課題を広範囲なテーマから取り上げながら、マイノリティ女性の可視化を重点課題としてきた。可視化され認識されなければ、十分な対応もできないと考えたからである。マイノリティ問題に関する特別報告者の報告で注目したいのは、ダリット女性に対する残虐行為の分析である。周縁化されたダリット女性による権利主張は、カースト規範やジェンダー規範への挑戦であると捉えられ、それら規範を維持しようとする力がダリットコミュニティ全体に、そしてその標的として、「罰」や「教訓」という形で女性に向けられていることを指摘する。これは、水や土地のアクセスとそれに対する残虐行為、地方自治における参加と意思決定に対するバックラッシュとしての暴力においても指摘されている²⁸。生存と尊厳を求めて規範をつくりかえようとする力と、カースト制度とジェンダーの規範を強固に維持しようとする力がぶつかる時、その力は複数の差別構造と交差しながら増幅した形で、女性に対する暴力や残虐行為として向けられることを示している。それら行為は個人に向けられるのみならず、ダリット女性全体およびダリットコミュニティ全体に向けられる。さらにこうした犯罪行為が不処罰、つまり国家による暴力と交差し、不可視化と沈黙が強制される。

マイノリティ問題に関するフォーラムでは、マイノリティ女性が、属する集団内やコミュニティ内でも周縁化され声を上げられない状況にあることと同時に、集団内やコミュニティ内でも闘ってきたことに注目する。そのうえで、女性の権利運動との連帯と共有が進めば、女性運動にとってもマイノリティ女性の運動にとっても有効だという議論がされている。

女性に対する暴力に関する特別報告者の活動においては、突出して分厚い議論が、複合差別／交差性概念において蓄積されている。「女性問題」という枠組みは、ある集団の女性に不均衡な影響をもたらすという側面、およびマイノリティ・コミュニティのメンバーが集団内の女性差別を強化する影響を及ぼしているという側面があることを指摘する。さらに女性内部／ジェンダー内のヒエラルキーと男女間／ジェンダー間のヒエラルキーの交差について考察を深めている。複数の差別構造によって位置づけられる女性の異なる社会的位置を無視して、「女性」や「女性に対する暴力」を一括して対応することは、ある集団の女性の特権化するため不適切である。ある集団の女性の特権は、ある集団の女性を犠牲にして成立するからである。「女性に対する暴力」への対応は、女性対男性、つまりジェンダー間の問題として議論を制限させてきたと問題提起し、女性内の差異と不平等、つまりジェンダー内の差異と不平等への認識の重要性を指摘する。

これまでのアプローチからの脱却をもたらしたものが、複合差別／交差性概念であり、そこにこの概念の意義があったと述べている。交差的アプローチをジェンダー分析に統合することにより、ジェンダー分析力を向上させる重要性を説く。特別報告者は、交差的アプローチを一つのツールとしてという以上に、任務の中心に位置づけている。女性に対する暴力に関する特別報告者の活動は、「女性に対する暴力」という定義そのものへの挑戦であり、既存の認識、分析、対応に対する批判的問いを立て、それに対する答えを模索しつづけているように見える。そこには特殊性と同時に普遍性への模索があり、一方で普遍性を常に問いながらの特殊性の重視という往還がある。

また、ジェンダーに基づく人種差別の撤廃へと議論を深めており、人種差別の定義、認識、分析、対応への挑戦ともとれる。さらに、差別は暴力行為を強化する、制度的構造的な不平等と複数の交差する差別が暴力を助長する、と指摘するように、複数の差別の交差と暴力の概念に関する議論も注目したい。

こうした動きに比べると、人種差別に関する特別報告者の活動における複合差別／交差性アプローチの位置づけは弱い。人種差別撤廃のとりくみにジェンダー視点を導入する必要性を述べるにとどまる。複合差別／交差性アプローチにより、「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容」や「カースト」「世系」の定義、認識、分析、対応についてさらに議論していく必要があるだろう。

4. インドの普遍的定期的審査および政府報告書審査

本章では、インドを事例として取り上げ、インドにおける複合差別／交差性の実態がいかに関連で議論されたのか、人権理事会における普遍的定期的審査(UPR)と人権条約機関における政府報告書審査から見ていく。

4.1. 人権理事会における普遍的定期的審査

普遍的定期的審査(UPR)とは、それまでの人権委員会にかわって人権理事会が創設された2008年から実施されている制度である。約4年に1度、国連加盟国すべての国の人権状況が審査される。インドはこれまでに3回審査が行われ、いずれにおいても、ダリット女性に関する質問や提案がされている。

2008年の第1回審査では、ダリット女性の地位に関する質問がされ、ジェンダーに基づく差別とカーストに基づく差別の現象に対し効果的にとりくむために、人権教育の強化が提言された(A/HRC/8/26)。第2回審査は2012年に行われた。審査では、カースト支援政策へのジェンダー視点の導入が提案され、最終文書では、結婚の選択における女性の権利と、カースト等とは無関係に女性の平等な待遇が促進されるよう提言が盛り込まれた(A/HRC/21/10)。第3回審査は2017年で、特に低位カーストの女性に影響を及ぼす差別撤廃を目的とした活動を進めることが提言された(A/HRC/36/10)。

4.2. 人権条約機関における政府報告書審査

インドは、1968年に人種差別撤廃条約を批准し、これまでに10回の審査を経ている²⁹。1993年に批准した女性差別撤廃条約に関しては、これまでに4回審査が行われた³⁰。本章では、人種差別撤廃委員会による審査と女性差別撤廃委員会による審査における委員からのコメント（Summary Records）と、総括所見（Concluding Observations、最終見解と同義）において、カーストとジェンダーの複合差別／交差性がいかに議論されたかを概観する。

4.2.1. 人種差別撤廃委員会

○ 第15回から第19回インド政府報告書審査（2007年）

審査における委員からのコメント（CERD/C/SR.1796, CERD/C/SR.1797）

強制売春、いわゆるデヴァダシなどダリット女性に対する二重の差別について。ダリット女性に対する性暴力が多数報告されており、規模においても態様においても深刻である。法律で、また法律以外で、政府はいかなる保護対応をしているのか。ダリット女性に対する構造的レイプへの関与がいかに問題かを意識啓発するキャンペーンを始めるべきであり、被害者や弱者には、自分を守り守られる権利と資源について教育すべきである。加害行為の結果について、犯罪加害者と加害者になる可能性のある者に知らせるキャンペーンを検討してほしい。そのような犯罪を止めるためのタスクフォースを設立すべきである。法の支配を適用した意義ある対応のうち、可視的で象徴的だったものはなにか。被害者に配慮した証拠規則の導入、告訴の促進、この問題に特化した部局の設置など考えているか。次回のレポートには、ダリット女性が直面する課題の分析を含めるよう要請する。

総括所見（CERD/C/IND/CO/19）

- ・ 懸念：ダリット女性に対する支配カースト男性からの性暴力（レイプ、

性的搾取、人身売買、強制売春)

- ・ 勧告：ダリット女性に対する性暴力と性的搾取に関する効果的な告訴、加害者の処罰、被害者に訴えさせないようにする者（警察や法執行者含む）への制裁、犯罪行為に対する警察へのトレーニングや公教育といった予防措置、法的・医療的・心理的支援、被害者への補償、被害者に配慮した証拠規則、市民権保護法（Protection of Civil Rights Act, 1955）の適用、特別裁判所やタスクフォース等の設置
- ・ 懸念：ダリット、特に女性が選挙に立候補できないようにしたり立候補しても辞めさせようとする。多くのダリットが投票権を否定されたり候補者に含まれない。SCのための公務員職は、清掃員など最も低いカテゴリーに限られている。中央・地方政府、司法機関、公的サービス機関にSCが入っていない。
- ・ 勧告：留保政策が効果的に実施されるべき。SCが自由かつ安全に投票や立候補ができ、選出された際には留保枠を十分に執行できる権利を保証すべき。留保政策を、高位の公務員職、司法機関などあらゆる領域に拡大すること。SCの代表制を確保すること。次回の審査にそれら代表制の統計データを提供すること
- ・ 懸念：浄一不浄の社会的規範の押しつけが異カースト間の結婚の排除につながっている。異カースト間カップルへの暴力と制裁、児童結婚、ダウリ、ダリット女性が大半であるデヴァダシ、寺院への捧げ、儀式的売春
- ・ 勧告：児童結婚の禁止、ダウリ禁止法の実施、デヴァダシを禁止する法律、異カースト間カップルへの暴力や差別行為の処罰と被害者の社会復帰、警察、法執行者、裁判官、政治家、教員、市民に対しそうした犯罪行為に関する意識啓発キャンペーン
- ・ 懸念：土地へのアクセスの否定
- ・ 勧告：十分かつ可能な土地へのアクセスの確保、土地問題でのダリット

に対する暴力行為の禁止

- ・ 懸念：14歳までのすべての子どもの無償義務教育を憲法は保障しており、ダリットの識字率（特に女子）は急成長しているが、初等教育および中等教育におけるダリットの中退率が高い。教室での隔離と差別が行われている。ダリットが多く通学している公立校の、不十分なインフラ、施設、教員、教育の質の問題。
- ・ 勧告：中退率を下げ、ダリットの進学率を上げるとりくみ、奨学金、財政補助、教育の重要性に関する保護者の意識化、教室での差別と隔離への闘い、十分な施設、人材、教育の質、公立学校、物理的なアクセス

4.2.2. 女性差別撤廃委員会

○ 第1回インド政府報告書審査（2000年）

審査における委員からのコメント（CEDAW/C/SR.452, CEDAW/C/SR.453, CEDAW/C/SR.462）

カースト制度と関連する細分化された情報が欠如している。指定カーストおよび指定部族（残虐行為防止）法に基づき、何がどの程度改善したか。すべての州に特別裁判所はあるか。それは女性がアクセス可能なものか。カーストに対する警察の偏見と闘うためにとられた行動はなにか。ダリット女性のように不利益を受けたり周縁化される女性の集団に届くようなとりくみはなにか。国家女性委員会³¹は、立法提案できるかなりの権限をもっているように見える。貧困の女性化にとりくむための、ジェンダーに基づく包括的な政策を進展させてきたか。最近の立法の焦点は残虐行為に適切なものになっているか。低位カーストの女性を保護できるか。残虐行為を調査し、処罰するためにとられた措置はなにか。アファーマティブ・アクションに関する情報、その恩恵を受けているダリット女性の数に関する情報が必要である。性的搾取の被害者のための住居があるそうだが、人身売買の被害者、売春の被害者のためだけか、残虐

行為を受けたダリット女性も使えるのか。ダリット女性の識字率はいかほどか。農村に住み、農業セクターで働いているダリット女性の人口はどれほどか。非ダリット女性の賃金と比較したときの彼女たちの賃金はいくらか。ダリット女性に対する残虐行為の数、十分に調査された事例の数、結果に対してとられた措置、被害者への賠償について詳細な情報を提供すべき。ダリット女性の強制売春について、他の条約機関でもコメントされているが、そうした懸念に対してインド政府はどのような反応をもっているのか。政治的生活に低位カーストの女性が参加しているか。していないならそうするために何がなされているか。ダリット女性が従事する尿尿処理と建設作業の禁止を実現するための政府メカニズムはなにか。ダリットの状況と女性に対する暴力の問題に関心がある。国家女性委員会は、個人が差別の申し立てをするようエンパワーすべきである。ダリットの状況改善のための努力が必要である。計画やサービス提供の段階から政策ベースのアプローチに焦点を転換すべきである。無意識の差別の問題の意識化が必要である。実行のために時間目標を伴う国内行動計画の設定を検討すべきである。

総括所見 (A/ 55 / 38)

- ・ 留意：データが不十分。性別、SC に対するアファーマティブ・アクションの実現に関する情報が欠如している
- ・ 考慮：カースト制度と男児優先という社会的慣習による貧困の広がり、それによる暴力とジェンダー不平等について
- ・ 懸念：女性に対するジェンダーに基づく暴力について。ダウリ、サティ、デヴァダシなど慣習的行為による、特にカースト、民族的、宗教的少数者に属する女性への差別は、身体的・性的暴力とハラスメントという極端な形であらわれる
- ・ 勧告：ダウリ、デヴァダシ、カーストに基づく差別などを禁じる既存の

法の実施。国家女性委員会と女性活動家により提案される、レイプ、セクシュアル・ハラスメント、DV に関する改革の導入と法執行の強化

- ・ 懸念：指定カーストおよび指定部族（残虐行為防止）法の存在にもかかわらずダリット女性が苦しむ暴力と差別について
- ・ 勧告：ダリット女性に対する差別を防止する法律をつくる必要がある。デヴァダシ制度を法律で禁止すべき。アフーマティブ・アクション（教育、雇用、健康）を導入すべき。それがダリット女性に機会を与え、自分たちの発展のための環境をつくることになる。次回レポートには政府が行った介入と前進に関する情報について、時間目標をつけて提供すること。

○ 第2回・第3回インド政府報告書審査（2007年）

質問リスト（CEDAW/C/IND/Q/3）

- ・ 女性に対する暴力の増加の理由。ダウリ死、ダウリ・ハラスメント、サティ、デヴァダシなどの慣習的な行為も含め、カースト別の統計、情報
- ・ 包括的、統合的、集中的な方法で、女性に対する暴力への対応措置、計画されている措置に関する情報
- ・ 公的機関や意思決定機関に SC の女性の数を増やすためにとった措置
- ・ 男児優先や家父長的価値などの文化的実践が女子の教育を妨げているという報告。ダリットなど周縁化されたコミュニティの女子の進学率を確保するためにとった措置
- ・ 女性と男性の労働参加の格差の報告。SC 女性に対する暫定的特別措置の活用として想定されている計画
- ・ カースト別の HIV / AIDS に関する統計データ
- ・ ダリット女性における、アフーマティブ・アクション政策の影響。教育、雇用、政治参加、意思決定における他の女性、ダリット男性との比

較

審査における委員からのコメント (CEDAW/C/SR. 761 (A), CEDAW/C/SR. 762 (A))

SC 女性は法的救済へのアクセスがあるか。法的援助、中央および州政府によって条約の実施を確保し監視するメカニズムがあるのか。ダリットに対するネガティブなステレオタイプを克服し犯罪と残虐行為を予防するためにとられた措置はなにか。ダリット女性に対する暴力に関する報告、加害者に対する不処罰の文化の存在に関する報告が明らかにしているように、最も脆弱な集団が法的援助サービスに容易にアクセスできるかどうか。司法行政を向上させる措置、法的援助の提供について。農村女性の状況について、カースト別の追加データを求める。

総括所見 (CEDAW/C/IND/CO/3)

- ・ 懸念：前回指摘した、ダリット女性に対する差別を予防する法の執行が不十分
- ・ 懸念：あらゆる分野における男女平等の実現に関する情報、法政策の影響および結果の情報、カースト別データの欠如
- ・ 勧告：あらゆる分野における法と条約の規定の実現を検証したカースト別データ
- ・ 勧告：SC などマイノリティ女性のあらゆる領域のデータ
- ・ 勧告：SC などマイノリティ女性を含む、司法サービスへのアクセスとその効果に関する情報
- ・ 勧告：SC などマイノリティ女性を含む DV 被害者が司法の枠組みによって得られる支援、加害者の処罰、カースト、マイノリティの地位、民族によって細分化された、警察他関係者に報告した DV や保護に関

する情報

- ・ 懸念：ダリット女性に対する残虐行為と加害者に対する不処罰文化
- ・ 懸念：手作業での尿尿処理が法律で禁止されているにもかかわらず、尊厳と健康を損なう行為にダリット女性が依然として従事している
- ・ 勧告：指定カーストおよび指定部族（残虐行為防止）法の効果的实施を監視するメカニズム、ダリット女性に対する犯罪に関する説明責任の確保と不処罰の撤廃、ダリット女性の法リテラシーの向上、差別や暴力を告訴できる司法へのアクセス向上、手作業での尿尿処理に仕事として従事するダリットの健康被害の調査およびコミュニティ全体への影響の調査、これを廃止させるための障害を取り除くとりくみ、ダリット女性への現代的公衆衛生施設の提供、職業訓練、代替の生活手段
- ・ 懸念：SC の教育格差、高等教育の制限
- ・ 勧告：性別、カースト別の進学率と在籍率のデータ、SC が公教育にアクセスできるとりくみ、ベンチマーク達成を監視するメカニズム、予算配分の情報
- ・ 勧告：全国農村雇用保障法（National Rural Employment Guarantee Act, 2005）に基づき、農村における雇用に関するカースト別の情報

○ 第4回・第5回インド報告書審査（2014年）

質問リスト（CEDAW/C/IND/Q/4-5）

- ・ 2009年の無償義務教育に関する子どもの権利法（Right of Children to Free and Compulsory Education Act）に規定された女子の教育へのアクセス保障に関する詳細な情報。SC内のジェンダーギャップを小さくする成果と課題に関する情報。女子の初等教育に関する国内行動計画などのプログラムを通じて、SCの女子の中等および高等教育へのアクセスを保障するためにとられた措置

- ・ ダリット女性に対する暴力について、法、政策、サポートサービスを通じて政府がとりくんだ措置に関する詳細な情報。指定カーストおよび指定部族（残虐行為防止）法の効果的な実現のためにとられた措置に関する情報。尿尿処理の法律の状況に関する情報。手作業での尿尿処理に従事するダリット女性の慣習を撤廃するためにとられた措置に関する情報

審査概要（CEDAW/C/SR. 1219, CEDAW/C/SR. 1220）

周縁化されたカーストやコミュニティの女性に対する暴力が広がっている。そうした女性に対する構造的な暴力を予防するための措置。彼女たちの司法へのアクセスを高めるためにとった彼女たちへの配慮努力。住民間の対立により標的にされる暴力の予防に関する法案を通すための政府の優先順位と時間設定について。

総括所見（CEDAW/C/IND/CO/4-5）

- ・ 留意：複数の交差する形態の差別も取り扱う包括的差別禁止法の不在
- ・ 勧告：複数の交差する差別からの女性の保護
- ・ 留意：周縁化されたカーストの女性、ダリット女性などに対する暴力を予防しそれに対応する法的枠組みを整備する努力。2013年のヴェルマ委員会（Justice Verma Committee）報告と、刑法改正法について³²。
- ・ 懸念：レイプなどカーストに基づく女性に対する暴力の増加。女性に対する性暴力の犯罪上の性質を主要な政府機関が軽視している
- ・ 懸念：指定カーストおよび指定部族（残虐行為防止）法の実現が不十分。女性に対する深刻な犯罪の加害者の不処罰
- ・ 懸念：SCなどの女性の参加促進。教育や司法といった女性が不利な領域における男女の実質的な平等を実現させるために必要な戦略として暫定的特別措置がとられていない

- ・ 懸念：SCなどの女性の土地と財産の相続と取得を妨げる慣習と伝統
- ・ 懸念：ダリット女性が司法アクセスに際し、複数の障壁に直面している。法律に関するリテラシー、権利の無自覚、法的援助へのアクセスの制限による。婦人科と産科の保健サービスへのアクセス。出生届に関する無知、行政の障害、経済的障害により子どもの出生届の登録が妨げられている
- ・ 勧告：法的サービスに関する当局の有効性と効果性を監視すること。ダリット女性の意識向上、法リテラシープログラムといった努力を行い、そのような努力の結果を監視すること
- ・ 勧告：ダリット女性が出生届登録の手続きに関する意識を高めるための公的な意識啓発キャンペーンの強化と特別措置、そうした機能へのアクセスを保障すること
- ・ 勧告：訓練を受けたヘルスケア専門家による治療をダリット女性が得られるよう、医療および健康に関する専門家へのトレーニングを提供すること

4.2.3. その他の人権条約機関

自由権規約委員会は、1991年と1997年にインド政府報告書審査を行っているが、ダリット女性に対する複合差別／交差性に関する言及は、総括所見に見られない(A/46/40, CCPR/C/79/Add.81)。社会権規約委員会は、2008年に審査を行っている。総括所見には、人身売買についてSCに属する女性への言及があるのみで、その他、女性に対する人権侵害について言及している箇所において、カーストの記載はない(E/C.12/IND/CO/5)。

子どもの権利委員会は、2000年、2004年、2014年にインド政府の報告書を審査している。採択した総括所見には、SCの子どもと女子が並列された形での言及はあるが、SCの女子に関する言及はない。2014年の総括所見には、複数

の差別を含むあらゆる差別に対応した包括的な戦略の採用と実現について提言されている（CRC/C/15/ADD.115, CRC/C/15/ADD.228, CRC/C/IND/CO/3-4）。

4.3. 小括

人種差別撤廃委員会の審査に関しては、カーストに関する記載のなかで、「特に女性」「女性含む」の記述が見られる。女性差別撤廃委員会の審査に関しては、2007年にはカースト別、民族別の情報とデータに関する勧告、2014年にはダリット女性に関する勧告が増えている。条約機関における審査は、締約国政府との対話を重視しており、政府に対し、情報やデータを求めるコメントや勧告、政府がとった特別措置、立法政策、具体的行動、改善や成果と課題に関するコメントや勧告が多く見られる。これらコメントと勧告には、NGOからの情報も影響を及ぼしていると考えられるため、別稿にて、カーストとジェンダーの複合差別／交差性をテーマに、NGOが国連に対し、どのような働きかけをしてきたのかについて考察する。

おわりに

2000年以降の国連人権活動における複合差別／交差性概念の導入と活用について、特にカーストとジェンダーの複合差別／交差性概念に焦点を当て概観した。人権条約機関と人権理事会は、複数の差別が交差し、相互に差別と暴力を強化しあい、さらには差別と暴力を悪化させたり助長させることを共通して指摘する。ある集団を均一のものとしてみるができないのは、差別は複合することで強化され、ある集団にさらなる不利益をもたらす脆弱性をいっそう高めるからである。差別構造や権力構造の複合化による影響と効果に関する議論が進められている。

カーストとジェンダーの交差については、支配カースト、国家、家族やコ

コミュニティによる暴力、警察による不処罰、司法へのアクセスが中心課題として議論されている。ダリット女性が、暴力、特に性暴力の標的にされていること、女性に対する暴力や犯罪が増加していることも報告されている。インド政府は、女性に対する暴力に関する法律を多数制定・改定しているが、実施を伴っていない。ダリット女性に対する暴力については、NGO や研究者が調査を実施している。この点については別稿で論じる。

複合差別／交差性アプローチは、意思決定から排除されているマイノリティ女性の参加と代表、対話を重視する。複合差別／交差性概念に関する国連のとりくみを前進させ深化させてきたのは、マイノリティ女性の声と闘いであることは忘れるべきでない。

¹ 「地球の様々なところで、数百万を超える人々が、彼／彼女たちが出生したカーストやその他の世襲された地位を理由に、隔離、搾取、および身体的ならびに心理的な虐待に直面している。被差別集団のほとんどは南アジアにおり、彼／彼女たちは「ダリット」として知られている」(国連人権高等弁務官事務所「世系に基づく差別に関するガイダンス・ツール」より引用)。用語問題について国連は「世系に基づく差別に関するガイダンス・ツール」のなかで、次のように述べる。「国連機関は、改善しようとするまさにそのスティグマやステレオタイプを、逆に永続化させたり、強化したりしないように注意しなければならない。たとえば、「低位」や「高位」カーストと考えられている集団に言及する際や、政府が採用している、より限定的な用語に言及する際には、常に括弧を用いて、これらの階層性や差別的な用語を永続化させ、強化し、または正当化しないようにするべきである。可能な場合には、被差別集団が、自らを自認するために用いている呼称(たとえば、南アジア諸国におけるダリット、日本における部落民、およびイエメンにおけるムハマシーン(主流から追いやられた人々)など)で、それらの集団を認識し、「高位」カースト集団を支配カーストと言及することが望ましいであろう」。本稿では、国連文書の抜粋および引用に際しては、そのままの用語を採用する。

² http://www.un.org/en/durbanreview/2009/pdf/DDPA_full_text.pdf (最終アクセス 2018年1月10日)

³ ダーバン会議の詳細は次を参照。熊本理抄「反人種主義・差別撤廃世界会議と日

- 本—ジェンダーと人種差別の『交差』＝『複合差別』『部落解放』502号増刊号、189-205頁、2002年、熊本理抄『『マイノリティ女性に対する複合差別』をめぐる論点整理』近畿大学人権問題研究所『人権問題研究資料』第17号、39-73頁、2003年、熊本理抄「人種とジェンダーの複合差別をめぐる—ダーバン会議で問われたもの」『戦後・暴力・ジェンダー2 脱暴力へのマトリックス』青弓社、67-103頁、2007年。
- ⁴ 国連人権高等弁務官の声明は、<http://idsn.org/tearing-down-the-wall-of-caste/> 参照（最終アクセス2018年1月10日）。国連人権高等弁務官は、2014年に、「カーストの影響を受けるコミュニティの女性および女子に対する暴力に関する人権高等弁務官による声明」を発表している（<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=14736&LangID=E> 最終アクセス2018年1月10日）。
- ⁵ 日本語訳は、反差別国際運動日本委員会『現代世界と人権 24 今、問われる日本の人種差別撤廃—国連審査とNGOの取り組み』（2010年、解放出版社）参照。
- ⁶ 「ロマに対する差別に関する一般的勧告27」（2000年）、「市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30」（2004年、A/59/18）、「刑事司法制度の運営および機能における人種差別の防止に関する一般的勧告31」（2005年、A/60/18）、「人種差別撤廃条約における特別措置の意味と範囲に関する一般的勧告32」（2009年、CERD/C/GC/32）、「アフリカ系の人びとに対する人種差別に関する一般的勧告34」（2011年、CERD/C/GC/34）、「人種主義的ヘイトスピーチと闘う一般的勧告35」（2013年、CERD/C/GC/35）
- ⁷ 反差別国際運動日本委員会『今、問われる日本の人種差別撤廃』
- ⁸ 「女性と健康に関する一般的勧告24」（1999年、A/54/38/Rev.1）、「女性移住労働者に関する一般的勧告26」（2008年、CEDAW/C/2009/WP.1/R）、「高齢の女性とその人権保護に関する一般的勧告27」（2010年、CEDAW/C/GC/27）、「紛争予防、紛争中、紛争後の状況における女性に関する一般的勧告30」（2013年、CEDAW/C/GC/30）、「女性の難民の地位、庇護、国籍および無国籍状態のジェンダーに関連する側面に関する一般的勧告32」（2014年、CEDAW/C/GC/32）、「司法への女性のアクセスに関する一般的勧告33」（2015年、CEDAW/C/GC/33）、「農村女性の権利に関する一般的勧告34」（2016年、CEDAW/C/GC/34）、「女子と女性の教育の権利に関する一般的勧告36」（2017年、CEDAW/C/GC/36）、「一般的勧告19のアップデート：ジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する一般的勧告35」（2017年、CEDAW/C/GC/35）
- ⁹ その他、子どもの権利委員会が、2005年に採択した「一般的意見7 乳幼児期におけ

る子どもの権利の実施」(CRC/C/GC/7/Rev.1)のなかで、「複数の差別(たとえば民族的出身、社会的および文化的地位、ジェンダーならびに／または障害に関わるもの)に苦しむ乳幼児は、特にリスクの大きい状況におかれる」と述べている。

¹⁰ 「カーストに基づく差別と強制売春との結びつきは、インドで行われているデヴァダシ制とジョギニ制に見出される。女子を寺院に捧げるデヴァダシは、本来は神聖な宗教的慣行であったが、幼いダリットの女子が支配的カースト集団の構成員のために売春を強要されるという制度的人権侵害へと転化した。デヴァダシおよびジョギニになる女子は婚姻を禁じられ、共同体からスティグマを付与される。その子どもも、父親と認められる存在がいなかったために差別に苦しむのである。ILO 専門家委員会は、デヴァダシ制は ILO 第 29 号条約にいう強制労働のひとつの形態であると指摘している。女子が本人の同意のないまま寺院に捧げられ、共同体へのセックスの提供を強要されるためである。儀式的性奴隷制または強制的な宗教「婚」の慣行について国際反奴隷制協会が行った研究によれば、インドではデヴァダシの 93% がダリットであり、7% が指定部族(先住民族)出身者であった」(「ガイダンス・ツール」より引用)。

¹¹ Guidance Note of the Secretary-General on Racial Discrimination and Protection of Minorities (<http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Minorities/GuidanceNoteRacialDiscriminationMinorities.pdf> 最終アクセス 2018 年 1 月 10 日)

¹² Guidance Tool on Descent-Based Discrimination: Key Challenges and Strategic Approaches to Combat Caste-Based and Analogous Forms of Discrimination (<http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Minorities/GuidanceToolDiscrimination.pdf> 最終アクセス 2018 年 1 月 10 日) 日本語訳は、反差別国際運動のウェブサイトから入手可能(<http://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2017/11/9bb96b82595be6c73d1f8c31a4bf5a8c.pdf> 最終アクセス 2018 年 1 月 10 日)。

¹³ 小森恵「レイシズムと複合差別—国連人権理事会の討議にみる」『IMADR 通信』192 号、6-7 頁、2017 年参照。

¹⁴ International Dalit Solidarity Network (IDSN) は国連活動の一環として、カースト差別に関する国連文書を収集している。最新版の 10 版は 2017 年 7 月に公表された。International Dalit Solidarity Network, “Caste Discrimination and Human Rights: A comprehensive compilation of how caste discrimination and similar forms of discrimination based on work and descent have been addressed by the UN treaty bodies, Universal Periodic Review, and the Special Procedures”, Tenth edition, July 2017 (<http://idsn.org/wp-content/uploads/2017/12/UN->

Compilation.pdf 最終アクセス 2018年1月10日)

- ¹⁵ 2017年の特別手続任務保持者は、国連のウェブサイト参照 (http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/SP/VisualDirectoryNovember2017_en.pdf 最終アクセス 2018年1月10日)。
- ¹⁶ 同様の報告は2011年の第66会期総会にも行われている (A/66/313)。
- ¹⁷ 「2013年9月、インド議会は手作業で尿処理を行なう者の雇用の禁止およびその社会復帰に関する法律を採択した。同法では、手作業による尿処理の慣行を利用しまたは促進したいかなる公的機関または私人に対しても処罰を与えることが想定されている」(「ガイダンス・ツール」より引用)。
- ¹⁸ 森日出樹「地方住民の政治参加を促すパンチャーヤト制度—インドの『進んだ』地方自治・行政組織」参照 (<https://synodos.jp/international/9123> 最終アクセス 2018年1月10日)。
- ¹⁹ 本項で紹介しているテーマ以外に、「マイノリティの権利に関する国連宣言の実現：積極的な実践と機会の確認」(第5回、2012年)、「宗教と信仰の自由を超えて：宗教的マイノリティの権利保障」(第6回、2013年)、「人道的危機の状況におけるマイノリティ」(第9回、2016年)、「マイノリティの若者：多様でインクルーシブな社会に向けて」(第10回、2017年)がある。
- ²⁰ フォーラムでの議論には以下のようなテーマを含む。教育にアクセスする権利と機会、中退、経済生活への効果的な参加、労働市場からの排除、失業のリスク、経済問題、低賃金、労働者保護の欠如、職業訓練や資格の欠如、雇用機会に関する意識の低さ、不法労働、収入創出活動へのアクセスを促進するプログラム開発、起業、健康、リプロダクティブ・ヘルスケア、妊産婦死亡率、寿命、法的救済、司法へのアクセス、政治参加、クォーター制、代表制、家庭やコミュニティ内での意思決定役割を否定する障害、国内政策への発言権の否定、政治に関する女性の意識啓発、言語の問題、居住地域、子育てサービスの欠如、早婚、人身売買、性暴力、土地の所有と相続、住居、水、実証研究、データ、移動の自由、情報、スキル、キャパシティ・ビルディング、権利教育、マイノリティ男性のステレオタイプ、コミュニティ内の差別、貧困撲滅戦略、アフーマティブ・アクション、資源配分、リーダーシップ・トレーニング、市民啓発、専門家や政府関係者へのトレーニングなど。多岐にわたる議論をふまえ、中央政府・地方政府、国内人権機関、市民社会、国連、メディアの役割、教育、政治参加、経済的・社会的・文化的な生活といった分野などに関する提言を採択し、人権理事会に報告された。
- ²¹ <http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/MinorityIssues/>

Session 4 /Summary 4 thsessionForum.doc (最終アクセス 2018 年 1 月 10 日)

²² <http://newsarchive.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=13282&LangID=E> (最終アクセス 2018 年 1 月 10 日)

²³ 「指定カーストとは、ダリットとも呼ばれるカースト集団で、教育および政府雇用に関して割当てを受ける資格を有し、また指定カーストおよび指定部族(残虐行為防止)法(1989年)に基づいて保護される集団である。イスラム教徒・キリスト教徒のダリットは指定カーストには含まれておらず、したがって現在のところ 1989 年法に基づく保護を受けていない」(「ガイダンス・ツール」より引用)。

²⁴ 1993 年の第 73 次憲法修正により、メンバーの 3 分の 1 は女性にするという枠があり、SC についても人口比に合わせて選ぶことが義務づけられている。

²⁵ https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/AF_38986_DD_5_FC_5_B_08_4925773_C_000_CAD_16_-Full_Report.pdf (最終アクセス 2018 年 1 月 10 日)

²⁶ <http://newsarchive.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=12031&LangID=E> (最終アクセス 2018 年 1 月 10 日)

²⁷ 「インド議会は指定カースト(SCs)および指定部族(STs)(残虐行為防止)改正法(2015年)を可決し、SCs および STs の構成員に対して犯罪を行うことを禁止・処罰するとともに、このような犯罪の審理および被害者の社会復帰に関する特別裁判所の設置について定めた」(「ガイダンス・ツール」より引用)。

²⁸ この規範への挑戦としてカースト間結婚について取り上げられていないことには疑問が残る。

²⁹ 1970 年、1973 年、1975 年、1978 年、1979 年、1981 年、1983 年、1987 年、1996 年、2007 年の計 10 回。

³⁰ 2000 年、2007 年、2010 年、2014 年の計 4 回。

³¹ 女性の権利保障を目的とする国の最高機関。1990 年、国家女性委員会法(National Commission for Women Act)により設置された。

³² 2012 年 12 月に発生した集団レイプ事件をきっかけに、インド政府は、ヴェルマ委員会(Justice Verma Committee)を設置し、発足 1 カ月後の 2013 年 1 月に、630 頁に及ぶ報告書を提出した。報告書は、レイプやセクシュアル・ハラスメント、人身売買、子どもに対する性暴力、名誉殺人等、問題を幅広く取り上げ、性暴力に関する法律の改正、被害者への医療や安全に関する対応、法的な面での検証方法に関する提言も含まれる。これに応じて、議会は刑法改正法(Criminal Law Amendment Act 2013)を成立させ、インドの刑法及び関連法が改正された。

本研究は、2017年度から2021年度の日本学術振興会科学研究費助成事業による「ダリット女性および部落女性における複合差別とエンパワメントに関する国際比較研究」(研究代表者：熊本理抄、課題番号17K02097)の研究成果の一部である。